

担当課名	クリーンセンター
案件名	粗大クレーンワイヤー等交換修繕
案件の概要	粗大クレーンワイヤー等の交換修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 5 年 12 月 8 日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	2,750,000 円（うち消費税 250,000 円）
契約期間	契約を行った日～令和 6 年 3 月 29 日
随意契約とした理由	<p>本業務は、粗大クレーンワイヤー等の交換修繕を実施するものである。</p> <p>粗大クレーンは、搬入された不燃物をごみ貯蔵ピットから回転破碎機へ供給するコンベアへ移送するためのクレーンである。</p> <p>クレーンワイヤー等を長期交換していないため経年劣化で損耗しており、クレーンの安全操作に支障を起しているため早急に修繕を実施するものである。</p> <p>粗大ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その交換修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。</p> <p>また、粗大施設の運営を行いながら、安全性の確保もしながら交換修繕を進めていかなければならず、今回の交換修繕の実施にあたっては日々搬入されるごみ量も踏まえ、厳密な調整が必要となっている。</p> <p>以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当）</p>